

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	105
処分の種類	保健手当証書の提出命令			
根拠法令条例等・条項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第62条第1項			
処分の概要	保健手当(増額)の受給者が要件に該当しなくなった時は、保健手当証書を提出させる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第55条別表1次に掲げる程度の状態の障害に該当しなくなったとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 2 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの) 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの 4 音声機能、言語機能又はそしゃく機能を喪失したもの 5 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢のすべての指を欠くもの 9 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの 10 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 11 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 12 一下肢の大腿の二分の一以上で欠くもの 13 一下肢の機能を全廃したもの 14 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 身体の機能の障害又は病状が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの 17 頭部、顔面等に日常生活を営むのに著しい制限を受ける程度の醜状を残すもの 			
基準の制定根拠	—			